

新潟県作業療法士会と日本作業療法士協会への会費免除申請はそれぞれ行う必要があります
該当される方はお手数ですが、それぞれ申請書を用意し、手続きを行ってください

令和6年2月1日

新潟県作業療法士会員 各位

公益社団法人 新潟県作業療法士会
事務局長 吉井 真里

令和6年能登半島地震による新潟県作業療法士会の年会費免除申請について（ご案内）第2報

この度、能登半島地震による災害で被災された会員の方々には、心よりお見舞いを申し上げます。
新潟県作業療法士会（以下、県士会）「災害時会費免除規程」に従い、新潟県作業療法士会会員（以下、
県士会員）を対象として、新潟県作業療法士会年会費（以下、年会費）免除申請の受け付けを開始いたしま
す。希望者は下記をご確認の上、必要書類をご準備いただき、県士会事務局宛に郵送をお願いします。
甚大な被害で何かと大変かと思いますが、一日も早い復興をお祈り申し上げます。
（1月定期便の内容と変更追記した部分は二重下線部分となります）

記

1. 対 象

- ・令和6年1月1日発生した「令和6年能登半島地震」により罹災証明書を提出できる県士会員
- ・災害発生時に県士会員本人が居住していた自宅が対象となります。
本人が居住していない「実家」の被災は対象となりませんので、ご注意ください。

2. 免除内容

- ・年会費1年分
- ・年会費免除決定時、当年度の年会費を納入済みの場合は、次年度の年会費に繰り越しとなります。

3. 必要書類

- ・「会費免除申請書」と「罹災証明書のコピー」を県士会事務局までお送りください。
- ・封筒の表書きに「県士会年会費免除申請書類在中」と明記してください。（郵送料は個人負担）

4. 申請受付期間

令和6年1月15日～令和6年4月30日まで

5. その他

- ・会費免除は理事会の承認を受けることによって決定となります。
- ・「会費免除申請書」は県士会ホームページよりダウンロードください。

（県士会ホームページ「県士会より」の「石川県能登地方を中心とした大地震について」に掲載）

★(注意事項)日本作業療法士協会の会費免除手続きは、県士会手続きとは別に申請書の提出が必要です。
詳しくは県士会ホームページ「県士会より」の「(日本OT協会) 令和6年能登半島地震に対する協会災
害対策本部の対応について」を参照ください。

以上

【問合せ先・書類提出先】

公益社団法人 新潟県作業療法士会 事務局
〒950-0872

新潟市東区牡丹山3丁目1番11号 三森ビル 301

TEL 025-279-2083 FAX 025-384-0018

MAIL ot-niigata.toki4721@helen.ocn.ne.jp